学校感染症による出席停止および登校許可証明書について

お子様が下記の学校感染症と診断された場合は、病気の悪化や流行のおそれがあるため、学校保健安全 法第19条の規定により、出席停止の扱いとなります。(出席停止期間は欠席にはなりません) 登校の際には、病院で下記の登校許可証明書を記入していただき、学校にご提出ください。

<医療機関記入>お手数ですが、該当感染症について☑していただき、ご記入をお願いいたします。

富山県立高岡工芸高等学校長 殿

登校許可証明書

年 組 番 生徒氏名			
●第1種感染症 ●第2種感染症	 □(□麻しん □咽頭結膜熱 □結核) □風しん □流行性耳下腺炎 □髄膜炎菌性髄膜炎	□水痘 □百日咳
●第3種感染症	□コレラ □腸チフス □急性出血性結膜	□細菌性赤痢 □パラチフス 炎	□腸管出血性大腸菌感染症 □流行性角結膜炎
●その他の感染症	□感染性胃腸炎 □溶連菌感染症	□マイコプラズマ原 □その他(蒸染症)
上記 (✔印) の感染症について、治癒または感染のおそれがなくなったので登校しても 差し支えないと認めます。			
	初 診 日 <u>令和</u>	年 月	<u> </u>
	登校許可日 <u>令和</u>	年 月	日 か <u>ら</u>
令和 年	月日日	三療機関名	

医師氏名